

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要

独立行政法人造幣局

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので、公表します。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約を締結しました。

2. 令和2年度における環境配慮契約の締結状況

令和2年度においては、基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている案件のうち、電気の供給を受ける契約については3件（12,094,300kWh）、産業廃棄物の処理に係る契約については3件（368トン）の裾切り方式による環境配慮契約を締結しました。一方、自動車の購入及び賃貸借に係る契約が1件ありましたが、環境に配慮した車種に限定して購入を行ったため、環境配慮契約には至りませんでした。

なお、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物に関する契約については、該当する案件はありませんでした。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

造幣局における環境配慮契約を推進するため、環境担当部門、施設設計担当部門、契約担当部門及び購入依頼部門が連携し、環境配慮契約の締結を推進しました。